

奈良県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業和爾地区）の換地計画を定めたので、同条第四項
において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のと
おり縦覧に供する。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 縦覧期間

令和六年五月二十七日から同年六月十七日まで

二 縦覧場所

天理市役所